

真鶴町水質検査計画書

令和 6 年度

真鶴町上下水道課

1. 基本方針

真鶴町水道事業は、給水する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において、行う際の用件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第4号に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容については、委託する検査機関、委託する項目、検査方法、制度管理方法及び委託の理由等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、需給者に対して公表します。

2. 施設概要

2. 1 水源及び浄水処理方法

水源及び浄水処理方法の一覧を表2. 1に示します。浄水処理方法は、各水源とも塩素消毒による処理を行っています。

表 2. 1 水源及び浄水処理方法

水源系統	名称	水源種別	浄水処理法	状況	主な配水先
江之浦水源水系	第1水源	湧水	塩素消毒のみ	稼働中	橋の上地区、長坂住宅地区、馬場地区、岩海岸地区、平台地区、大ヶ窪地区、真鶴低地区
	第3水源	地下水（深井戸）	塩素消毒のみ	稼働中	
岩水源水系	岩1号水源	地下水（深井戸）	塩素消毒のみ	稼働中	細山地区、棚子下地区、新島地区
	岩2号水源	地下水（深井戸）	塩素消毒のみ	稼働中	
棚子下水源水系	棚子下水源	地下水（深井戸）	塩素消毒のみ	稼働中	駅前地区、城北地区、真鶴高台地区、済度・宮の前地区、半島沿線地区、岬地区、琴ヶ浜地区
湯河原分水水系	—	—	—	稼働中	

2. 2各水系別施設概要

(1) 江之浦水源水系

第1水源は、東海道本線の鉄道トンネルからの湧水を取水しており、第3水源は地下水より取水しています。各水源は周囲をフェンスで囲っており、人・動物による汚染対策も整備されています。



写真－1 江之浦水源



写真－2 大猿山浄水池

(2) 岩水源水系

岩水源水系の水源は、岩1号水源と岩2号水源があり、地下水を取水しています。いずれの水源も取水場内に存在します。

取水場内周囲はフェンスで囲われており、人・動物による汚染対策が整備されています。



写真－3 岩1号水源



写真－4 岩2号水源

(3) 柵子下水源水系

柵子下水源水系は、柵子下水源の単独水源であり、地下水を取水しています。水源は取水場内に存在します。取水場内周囲はフェンスで囲われており、人・動物による汚染対策が整備されています。



写真－5 柵子下水源



写真－6 柵子下水源取水ポンプ

(4) 湯河原分水水系

真鶴町では湯河原町からの分水を受けています。用留配水池にて湯河原町より受け入れた水は、第3配水池、第4配水池、山下配水池を経由して真鶴地区へ給水されています。



写真－7 用留配水池（1）



写真－8 用留配水池（2）

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水水質

原水水質については水質の状況や周辺の汚染要因から重点的監視が必要とされる項目があり、各水源の汚染要因と、監視が必要な項目を以下の表に示します。

表 3. 1 各水源の水質状況と監視必要項目

水源系統	クリプトスポリジウム対策	原水水質の汚染要因	監視が必要な項目
江之浦水源系統	・大腸菌の発生	農業用農薬	・クリプトスポリジウム指標菌（原水） ・ジアルジア指標菌（原水） ・農業用農薬
岩水源系統	・大腸菌の発生	—	・クリプトスポリジウム指標菌（原水） ・ジアルジア指標菌（原水） ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
棚子下水源系統	・大腸菌の発生	旧廃棄物処理場	・クリプトスポリジウム指標菌（原水） ・ジアルジア指標菌（原水） ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・電気伝導度 ・蒸発性残留物（マグネシウム、ケイ酸）
湯河原水源系統	—	—	—

(2) 浄水水質

※過去3年間の検査結果は以下のとおりです。

①江之浦水源系統

江之浦水源系統の浄水は、岩監視所の給水栓にて採水を行っています。全ての水質項目に対し、水質基準値以内となっています。

表 3. 2 江之浦水源系統における浄水水質データ

番号	検査項目	基準値	令和3年度 (最大値)	令和4年度 (最大値)	令和5年度 (最大値)
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	10個/ml	10個/ml
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.002mg/L未満	0.001mg/L未満
8	六価クロム化合物	0.05	0.001mg/L未満	0.004mg/L未満	0.001mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	0.01	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01	0.001mg/L	0.001mg/L	0.001mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.20mg/L	1.16mg/L	1.10mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05mg/L未満	0.08mg/L未満	0.05mg/L未満
13	ホウ素及びその化合物	1	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14	四塩化炭素	0.002	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04	0.004mg/L未満	0.001mg/L未満	0.004mg/L未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005mg/L未満	0.0001mg/L未満	0.0005mg/L未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20	ベンゼン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21	塩素酸	0.6	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満
22	クロロ酢酸	0.02	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
23	クロロホルム	0.06	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.006mg/L未満
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
26	臭素酸	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
27	総トリハロメタン	0.1	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.003mg/L未満
30	ブロモホルム	0.09	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.009mg/L未満
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満
32	亜鉛及びその化合物	1	0.001mg/L	0.003mg/L	0.001mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02mg/L未満	0.01mg/L未満	0.02mg/L未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満
35	銅及びその化合物	1	0.02mg/L未満	0.01mg/L未満	0.02mg/L未満
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.0mg/L	5.7mg/L	6.3mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005mg/L未満	0.001mg/L未満	0.005mg/L未満
38	塩化物イオン	200	3.9mg/L	4.0mg/L	12.0mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等	300	35.0mg/L	34.0mg/L	35.0mg/L
40	蒸発残留物	500	87mg/L	114mg/L	100mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
45	フェノール類	0.005	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
46	有機物 (TOCの量)	3	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満
47	pH値	5.8~8.6	7.8	7.8	8.0
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	0.5度未満	0.5度未満	0.6度未満
51	濁度	2	0.2度未満	0.2度未満	0.7度未満

②棚子下水源系統

棚子下水源系統の浄水は、岩942-36番地の給水栓にて採水を行っています。
 全ての水質項目に対し、水質基準値以内となっています。

表 3. 3 棚子下水源系統における浄水水質データ

番号	検査項目	基準値	令和3年度 (最大値)	令和4年度 (最大値)	令和5年度 (最大値)
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	0個/ml	0個/ml
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
8	六価クロム化合物	0.05	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	0.01	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3.00mg/L	3.06mg/L	3.60mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05mg/L未満	0.08mg/L未満	0.05mg/L未満
13	ホウ素及びその化合物	1	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14	四塩化炭素	0.002	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2ジクロロエチン	0.04	0.004mg/L未満	0.001mg/L未満	0.004mg/L未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002mg/L未満	0.001mg/L未満	0.002mg/L未満
18	テトラクロロエチエン	0.01	0.0005mg/L未満	0.001mg/L未満	0.005mg/L未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20	ベンゼン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21	塩素酸	0.6	0.06mg/L未満	0.06mg/L未満	0.07mg/L未満
22	クロロ酢酸	0.02	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
23	クロロホルム	0.06	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.006mg/L未満
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
25	ジブromokロロメタン	0.1	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
26	臭素酸	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
27	総トリハロメタン	0.1	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
28	トリクロロ酢酸	0.04	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
29	ブromोजクロロメタン	0.03	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.003mg/L未満
30	ブromohホルム	0.09	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.009mg/L未満
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満
32	亜鉛及びその化合物	1	0.01mg/L未満	0.001mg/L未満	0.04mg/L未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02mg/L未満	0.01mg/L未満	0.02mg/L未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満
35	銅及びその化合物	1	0.02mg/L未満	0.01mg/L未満	0.02mg/L未満
36	ナトリウム及びその化合物	200	7.2mg/L	6.7mg/L	7.4mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005mg/L未満	0.001mg/L未満	0.005mg/L未満
38	塩化物イオン	200	5.3mg/L	5.6mg/L	5.7mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等	300	48.0mg/L	48.0mg/L	49.0mg/L
40	蒸発残留物	500	130mg/L	155mg/L	140mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.02mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
45	フェノール類	0.005	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
46	有機物 (TOCの量)	3	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満
47	pH値	5.8~8.6	7.6	7.7	7.9
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満
51	濁度	2	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満

③湯河原分水水系

湯河原分水系統の浄水は、ケーブル真鶴の給水栓にて採水を行っています。全ての水質項目に対し、水質基準値以内となっています。

表 3. 4 湯河原分水水系における浄水水質データ

番号	検査項目	基準値	令和3年度 (最大値)	令和4年度 (最大値)	令和5年度 (最大値)
1	一般細菌	100個/ml	0個/ml	0個/ml	0個/ml
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満	0.00005mg/L未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
8	六価クロム化合物	0.05	0.001mg/L未満	0.002mg/L未満	0.001mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	0.01	0.004mg/l未満	0.004mg/l未満	0.004mg/l未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.90mg/L	0.45mg/L	0.90mg/L
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05mg/L未満	0.08mg/L未満	0.05mg/L未満
13	ホウ素及びその化合物	1	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満
14	四塩化炭素	0.002	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04	0.004mg/L未満	0.001mg/L未満	0.004mg/L未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002mg/L未満	0.001mg/L未満	0.002mg/L未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005mg/L未満	0.001mg/L未満	0.005mg/L未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
20	ベンゼン	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
21	塩素酸	0.6	0.07mg/L未満	0.06mg/L未満	0.07mg/L未満
22	クロロ酢酸	0.02	0.002mg/L未満	0.003mg/L未満	0.002mg/L未満
23	クロロホルム	0.06	0.006mg/L	0.003mg/L	0.006mg/L
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.01mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
26	臭素酸	0.01	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満
27	総トリハロメタン	0.1	0.01mg/L	0.006mg/L	0.001mg/L
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満	0.003mg/L未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003mg/L	0.002mg/L	0.003mg/L
30	ブロモホルム	0.09	0.009mg/L未満	0.001mg/L未満	0.009mg/L未満
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満	0.008mg/L未満
32	亜鉛及びその化合物	1	0.001mg/L	0.001mg/L	0.01mg/L
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.06mg/L	0.04mg/L	0.02mg/L
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満	0.03mg/L未満
35	銅及びその化合物	1	0.02mg/L未満	0.01mg/L未満	0.02mg/L未満
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.6mg/L	4.2mg/L	5.4mg/L
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005mg/L未満	0.001mg/L未満	0.005mg/L未満
38	塩化物イオン	200	6.4mg/L	4.0mg/L	6.8mg/L
39	カルシウム、マグネシウム等	300	31mg/L	20mg/L	30mg/L
40	蒸発残留物	500	76mg/L	65mg/L	81mg/L
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満	0.02mg/L未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満	0.000001mg/L未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満
45	フェノール類	0.005	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満
46	有機物(TOCの量)	3	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満	0.3mg/L未満
47	pH値	5.8~8.6	8.3	7.6	8.3
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満
51	濁度	2	0.4度未満	0.1度未満	0.1度未満

4. 水質検査頻度及び採水地点

4. 1 浄水水質

(1) 検査頻度

浄水水質の検査頻度は、過去の水質状況及び水源地域の汚染状況、浄水方法などを総合的に評価して決定しています。令和5年度の各水源水系別の基準項目の検査頻度を以下に示します。

表 4. 1 検査頻度

番号	定期検査項目	検査回数	設定理由
1	一般細菌	1回/月	省略不可項目のため、基本回数とする。
2	大腸菌	1回/月	
3	カドミウム及びその化合物	1回/3ヶ月	平成22年度4月水質基準変更のため基本回数とする
4	水銀及びその化合物	1回/年	過去の検査結果により、検査回数を減とする
5	セレン及びその化合物	1回/年	
6	鉛及びその化合物	1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	1回/年	
8	六価クロム化合物	1回/年	
9	亜硝酸態窒素	1回/3ヶ月	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3ヶ月	省略不可項目のため、基本回数とする。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3ヶ月	平成25年度内検査において、基準値の5分の1以上の数値が検出されたため、基本回数とする。
12	フッ素及びその化合物	1回/年	過去の検査結果により、検査回数を減とする
13	ホウ素及びその化合物	1回/年	
14	四塩化炭素	1回/年	
15	1, 4-ジオキサン	1回/年	
16	ジス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/3ヶ月	平成21年度4月水質基準変更のため基本回数とする。
17	ジクロロメタン	1回/年	過去の検査結果により、検査回数を減とする
18	テトラクロロエチレン	1回/年	
19	トリクロロエチレン	1回/3ヶ月	平成23年4月水質基準変更のため、基本回数とする。
20	ベンゼン	1回/年	過去の検査結果により、検査回数を減とする
21	塩素酸	1回/3ヶ月	省略不可項目のため、基本回数とする。
22	クロロ酢酸	1回/3ヶ月	
23	クロロホルム	1回/3ヶ月	
24	ジクロロ酢酸	1回/3ヶ月	
25	ジブromクロロメタン	1回/3ヶ月	
26	臭素酸	1回/3ヶ月	
27	総トリハロメタン	1回/3ヶ月	
28	トリクロロ酢酸	1回/3ヶ月	
29	ブromジクロロメタン	1回/3ヶ月	
30	ブromホルム	1回/3ヶ月	
31	ホルムアルデヒド	1回/3ヶ月	
32	亜鉛及びその化合物	1回/年	過去の検査結果により、検査回数を減とする
33	アルミニウム及びその化合物	1回/3ヶ月	
34	鉄及びその化合物	1回/年	
35	銅及びその化合物	1回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	
37	マンガン及びその化合物	1回/年	
38	塩化物イオン	1回/月	省略不可項目のため、基本回数とする。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	過去の検査結果により、検査回数を減とする
40	蒸発残留物	1回/3ヶ月	
41	陰イオン界面活性剤	1回/年	
42	ジェオスミン	1回/年	
43	2-メチルイソボルネオール	1回/年	
44	非イオン界面活性剤	1回/3ヶ月	
45	フェノール類	1回/年	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/月	省略不可項目のため、基本回数とする。
47	pH値	1回/月	
48	味	1回/月	
49	臭気	1回/月	
50	色度	1回/月	
51	濁度	1回/月	
※1	色	1回/日	省略不可項目のため、基本回数とする。
※2	濁り	1回/日	
※3	消毒の残留効果	1回/日	

(2) 設定理由

水道法に基づき、色・濁り・残留塩素濃度等の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）を、1回/1日行います。また、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（TOC）・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目の検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）は、月1回行います。

消毒副生成物等（21番～31番）の検査は、水質の四季の変動を把握するために、年4回行います。

水道法により、3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な項目については給水栓での水が常に安定して良好であり、水質基準に適合していますが、安全を確認するため、検査頻度は減らさず、年1回行います。

（水道法施行規則第15条第1項第3号）

(3) 採水地点

採水地点については、現状と同様とし、各水系の浄水採水場所を以下に示します。

表 4. 2 採水地点

名称	水源系統	採水場所
第1水源	江之浦水源水系	岩海岸監視所
第3水源		
岩1号水源	岩水源水系	岩942-36番地
岩2号水源		
棚子下水源	棚子下水源水系	ケープ真鶴
湯河原分水	湯河原分水水系	

4. 2 原水水質

(1) 検査頻度

原水水質は、基準項目40項目（原水全項目）を年1回の頻度で実施します。

(2) 原水の採水地点

表 4. 3 採水地点

水源系統	水源名称
江之浦水源水系	江之浦第1水源
岩水源水系	岩1号水源
	岩2号水源
棚子下水源水系	棚子下水源

(3) 独自で行う水質検査

独自に行う水質検査として、クリプトスポリジウム等の汚染のおそれがあるため、指標菌である大腸菌および嫌気性芽胞菌の検査を毎月1回行い、監視を強化し、定量検査を江之浦水源池年4回、岩2号水源池では年1回実施します。

また、棚子下水源においては近隣が旧廃棄物処理場であるため、電気伝導度検査を1回/3ヶ月の頻度で実施します。

(4) 水質管理目標項目

水質管理目標設定項目の内真鶴町において特に重要であると位置づけられる項目は農薬類であり、真鶴町ではみかんの栽培が盛んであるため、それに使用される農薬類については基準項目と同等の監視を行います。

表4.4の農薬を江之浦水源水系の第1水源にて監視します。検査頻度は1回/年とし、毎年8月に検査を実施します。

表 4.4 農薬検査項目

No.	用途	農薬名	使用時期
40	殺虫剤	クロルピリホス	4月
114	殺虫剤	DMTP	7月～8月
7	殺虫剤	アセフェート	5月
55	殺虫剤	ジメトエート	8月～9月
36	除草剤	グリホサート	7月～10月
17	殺虫剤	イミノクダジン	11月

(5) 水質検査委託機関

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。検査は、厚生労働大臣登録水質検査機関に依頼して行います。

検査機関名

住所

電話

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行い、水質異常に即応できるような体制を整えるなど、水道の安全管理に万全を期します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺などにおいて消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

6. 放射性物質の測定について

(1) 目的

現在の福島第一原子力発電所の事故による水道水への影響と安全性を確認するために実施いたします。

(2) 実施予定箇所

江之浦水系・棚子下水系 計2箇所

(3) 採水場所

岩監視所（江之浦水系）・新島配水池（棚子下水系）・用留配水池（幕山浄水場）
※幕山浄水場は湯河原町による検査

(4) 実施期間

2024年4月～2025年3月

(5) 分析項目

水道水における放射能物質（放射性ヨウ素・セシウム134、セシウム137）の測定

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、ホームページ及び広報で公表します。なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正するものとします。

